

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1541号)

平成31年1月24日

横情審答申第1541号

平成30年1月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年8月29日都筑政第388号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求人の申立文書（特別案件）、eメール2件「市民からの申立にかかる特別案件処理について」、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第72号）（作成年度 平成29年度）、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第123号）（作成年度 平成29年度）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求人の申立文書（特別案件）、eメール2件「市民からの申立にかかる特別案件処理について」、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第72号）（作成年度 平成29年度）、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第123号）（作成年度 平成29年度）」の保有個人情報を特定し、開示とした決定及び別表の保有個人情報を追加特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「① 都筑区広聴相談課が別添文書の受付番号をもって、総務局総務課を經由してコンプライアンス課へ、政策局秘書課を經由して市長及び担当副市長へ、建築局総務課を經由して法務課宛に送付された文書、資料等のすべて ② 上記①の対応をとるに至った都筑区の文書、職員メモ等の文書のすべて（回議書を含める） ③ 別添回答文を作成した経過文書、資料のすべて（回議書含む） ④ 都筑区が受けた回答文の内容に関して、協議し、都筑区と協議した回答文を検討した一連の文書、資料のすべて（回議書含む）」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年5月30日付で行った「請求人の申立文書（特別案件）（以下「個人情報1」という。）、eメール2件「市民からの申立にかかる特別案件処理について」（以下「個人情報2」という。）、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第72号）（作成年度 平成29年度）（以下「個人情報3」という。）、広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（文書番号 都筑政第123号）（作成年度 平成29年度）（以下「個人情報4」という。個人情報1から個人情報4までを総称して以下「本件保有個人情報」という。）」の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関には他に多数の行政文書が存在するはずであるから、さらに保有個人情報を特定し、開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った

理由は、次のように要約される。

- (1) 本件に係る個人情報本人開示請求書の記載から、審査請求人が求めている保有個人情報、審査請求人から寄せられた意見に関して、受付課である都筑区総務部区政推進課（以下「区政推進課」という。）が他課に依頼し、回答を作成する際に使用した一連の文書であると解される。

本件に係る個人情報本人開示請求書の受付時には、区政推進課で保有する個人情報の開示を求めていることを審査請求人に口頭で確認の上、個人情報本人開示請求書を収受した。

審査請求人から寄せられた意見を受けてから回答を作成するまでに、受付課である区政推進課が他課への依頼等で使用した審査請求人の個人情報は、本件処分で特定した行政文書のみであるため、本件保有個人情報を特定した。

- (2) しかし、本件審査請求を受けて改めて検討したところ、区政推進課が保有する個人情報のほかに、建築局建築監察部法務課（以下「法務課」という。）及び総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）が、それぞれ回答を作成し、区政推進課宛てに送付するための起案文書も審査請求人が求めている保有個人情報に含まれると解された。

また、建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）及び総務局総務部総務課（以下「総務局総務課」という。）が、広聴情報データベースシステム（以下「広聴データベース」という。）で管理する情報も審査請求人が求めている保有個人情報に含まれると解された。

このため、弁明書において法務課、コンプライアンス推進課、建築局総務課及び総務局総務課（以下「追加開示課」という。）に対し、個人情報本人開示請求書の写し（以下「請求書の写し」という。）を送付し、各課から追加で保有個人情報について決定を行う予定であるとした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示された文書では、審査請求人の申立文書（特別案件）を特別案件として取り扱っているが、これは個人情報の目的外利用等の取扱いであり、かつ、特別案件の文書の目的趣旨に照らせば、特別案件とした意思決定には多数の文書が存在していることは明白である。

- (2) 区政推進課以外の課が保有する個人情報について開示等決定を受けてから、弁明書に対する反論を述べる。

5 審査会の判断

(1) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴データベースにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。

投稿者への回答の担当部署は、市民の声要綱第12条に定められており、市民の意見等の内容を所管する区局が複数区局にわたる場合は、受付課が回答の担当部署となり、各所管課の回答をとりまとめた上で、回答する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人から区政推進課に提出された市長宛ての申立文書及び当該申立文書を受けて区政推進課が作成した一連の文書に係る審査請求人の保有個人情報である。

このうち、個人情報1は、審査請求人からの申立文書である。個人情報2は、申立文書が、市民の声要綱第5条に規定する市民の声事業としては取り扱わない案件（以下「特別案件」という。）に該当するか否かについて確認を求めるために、区政推進課が市民局広聴相談サービス部広聴相談課（以下「広聴相談課」という。）に送信した2件の電子メールである。個人情報3は、広聴相談課から一般の案件であるとの回答を受け、市民の声事業に係る事務として、広聴主管課である建築局総務課及び総務局総務課を経由し、所管課である法務課及びコンプライアンス推進課に回答文の作成依頼を行うために区政推進課が作成した文書である。個人情報4は、所管課から回答の返戻を受け、市民の声要綱第12条第2項第3号に基づき、区政推進課が受付課として審査請求人に回答するために作成した文書である。

実施機関は、区政推進課が保有する個人情報を求める趣旨であることを審査請求人に口頭で確認した上で、審査請求人から寄せられた意見に関して、受付課である区政推進課が他課に依頼し、回答を作成する際に使用した一連の文書であると解し、本件保有個人情報を特定した。

実施機関は、本件保有個人情報の全部を開示している。

(3) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、区政推進課以外の課が保有する個人情報について、開示等決定を受けてから弁明書に対する反論を述べると主張している。

この点について実施機関に確認したところ、実施機関は、本件審査請求を受けて区政推進課以外の課が保有する個人情報も特定すべきであったと考え、弁明書において追加で決定を行う予定であるとしていたものの、追加開示課へ請求書の写しを送っておらず、開示決定がなされていないことが判明した。その後、区政推進課は平成30年10月24日に本件に係る個人情報本人開示請求書の写しを追加開示課へ送付し、追加開示課は別表に掲げる保有個人情報について平成30年11月22日に個人情報開示決定（以下「追加決定」という。）を行った。

このうち別表の1及び2の保有個人情報は、審査請求人が市長宛てに提出した申立文書について、回答の作成を依頼された法務課及びコンプライアンス推進課が区政推進課へ回答を返戻するため作成した決裁文書であり、別表の3及び4の保有個人情報は、建築局総務課及び総務局総務課の広聴データベースからの出力情報であり、両課がそれぞれの局の広聴主管課として、法務課及びコンプライアンス推進課に回答作成を依頼するなどの事務処理を行った経過が記録されている。

そこで、当審査会は、本件保有個人情報及び別表に掲げる保有個人情報を本件本人開示請求の対象保有個人情報として特定したことの妥当性について、以下検討する。

ア 当審査会が本件保有個人情報のうち個人情報3、個人情報4及び別表に掲げる保有個人情報を見分したところ、個人情報1の提出を受けて市民の声要綱に基づく事務手続によって審査請求人に回答するために作成した一連の文書であることが確認された。

また、個人情報2を見分したところ、個人情報1が特別案件に該当するか否かについて確認を求めるために広聴相談課宛てに送信した2件の電子メールであることが確認された。

本件本人開示請求に対して、これらを特定したことは妥当であったと解される。

イ なお、審査請求人は、個人情報1を特別案件として取り扱ったことは個人情報の目的外利用等の取扱いであり、かつ、特別案件の文書の目的趣旨に照らせば、この特別案件とした意思決定には多数の文書が存在することが明白であると主張している。

この点について実施機関に確認したところ、個人情報1は、特別案件の取扱いとしたのではなく、特別案件に該当するか否かの判断を広聴相談課に相談した結果、特別案件ではなく、一般の案件として取り扱うこととなったものであり、広聴相談課へ相談した電子メールが、個人情報2であるとの説明があった。

当審査会が個人情報2を見分したところ、確かに、区政推進課から広聴相談課宛てに送信した、特別案件に該当するか否かの判断を相談するための電子メールであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

しかし、当該電子メールは広聴相談課に相談するために送信したものであるから、これに対して、広聴相談課が特別案件に該当するか否かの判断結果の回答を電子メールで行っていることが考えられる。

この点について広聴相談課に確認したところ、相談の回答は電話で連絡したとの説明があった。

ウ また、本件本人開示請求書には、「政策局秘書課（以下「秘書課」という。）を経由して市長及び担当副市長へ・・・送付された文書、資料等のすべて」との記載があるので、実施機関に確認したところ、個人情報1の内容は秘書課が所管する事項ではなく、市長及び担当副市長に送付する内容の文書でもないため秘書課へは送付しなかったとの説明があった。

エ 次に、実施機関に区政推進課及び追加開示課に本件本人開示請求の対象となる保有個人情報のほかには存在しないかを確認したところ、個人情報2のほかは、広聴データベースでの処理のみであり、ほかには文書を作成したり、電子メールを使用した情報のやり取りは行ってはいないことから、本件処分及び追加決定で開示した保有個人情報のほかには保有していないとの説明があった。これらの説明に特段不合理な点は認められない。

また、本件保有個人情報及び別表に掲げる保有個人情報のほかには、本件本人開示請求の対象となる保有個人情報が存在することを推認させる特段の事情も認められない。

したがって、本件本人開示請求の対象となる保有個人情報はほかには存在しないという実施機関の説明は首肯できる。

(4) 付言

実施機関は、本件本人開示請求の受付時に、区政推進課が保有する本件保有個人情報の開示を求めていると審査請求人に口頭で確認の上、收受し、本件処分を行った。

しかし、その際に、審査請求人に対し個人情報本人開示請求書の補正を求めたり、実施機関が補記するなどの手続は行っていなかったため、本件審査請求を受けて改めて個人情報本人開示請求書の記載内容を確認し、区政推進課以外の課が保有する保有個人情報を追加決定した。

また、弁明書において追加開示課が開示決定を行う予定であると説明していたが、答申を受けた後の裁決で追加決定を行うものと考えていたため、請求書の写しを送っておらず、開示決定の手続が行われていなかった。

これらの事務手続は一貫性を欠いており、市民に理解しにくいものと言わざるを得ない。実施機関においては、今後とも適正な情報公開の手続が行われることを望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示とした決定及び別表の保有個人情報を追加特定し開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 追加特定し開示決定した保有個人情報

項番	保有個人情報	所管課
1	広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002-1」の処理について（文書番号 建法第20号）（作成年 度 平成29年度）	法務課
2	広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002-1」の処理について（文書番号 総コ第17号）（作成年 度 平成29年度）	コンプライアンス推進 課
3	広聴情報データベースシステム担当局区処理画面 （建築局総務課）（受付番号 29-900002）	建築局総務課
4	広聴情報データベースシステム担当局区処理画面 （総務局総務課）（受付番号 29-900002）	総務局総務課

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年8月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年9月21日 (第220回第三部会) 平成29年9月22日 (第322回第二部会) 平成29年9月26日 (第307回第一部会)	・諮問の報告
平成29年10月13日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年9月20日 (第239回第三部会)	・審議
平成30年10月18日 (第240回第三部会)	・審議
平成30年11月15日 (第241回第三部会)	・審議
平成30年12月6日 (第242回第三部会)	・審議